破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５０号
茨城県取手市戸頭２丁目30番12号
債務者　大山つぎ子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
茨城県取手市井野２丁目３番30―711号
債務者　土屋トモ子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
茨城県牛久市刈谷町５丁目７番地36
債務者　山本　英樹
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
茨城県牛久市刈谷町５丁目７番地36
債務者　山本　寿子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
茨城県取手市戸頭６丁目30番６―807号
債務者　川平　俊郎
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
茨城県取手市宮和田531番地２―315
債務者　佐々木実希
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
茨城県龍ケ崎市松ケ丘１丁目22番地３
債務者　久末あつ子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
茨城県守谷市薬師台１丁目16番地１　シャトレーモリヤマＣ101
債務者　谷山　智明
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８９号
富山市稲荷町２丁目２番９―403号カーサイナリ、前住所岩手県下閉伊郡岩泉町上有芸字運名根31番地
債務者　上山　新一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４１号
長野県松本市大字笹賀7513番地２
債務者　熊谷　正弘
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３４２号
長野県松本市大字笹賀7513番地２
債務者　熊谷りみ江
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３５６号
長野県松本市大字里山辺3014番地９　兎川寺コーポ101
債務者　米窪　公明
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３６０号
長野県松本市寿北７丁目23番Ｂ―509号
債務者　関　　謙一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３８０号
岐阜県美濃市大矢田1153番地16
債務者　平石　**博**美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６８５号
岐阜県美濃市大矢田1715番地１
債務者　大野　直弘
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６９９号
岐阜県羽島郡笠松町友楽町35番地の２
債務者　上田　英三
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
岐阜地方裁判所